

苫小牧商工会議所生命共済制度「見舞金・祝金制度」に関する規約

(目的)

第1条 本制度は、苫小牧商工会議所(以下、「商工会議所」という)が会員事業所及びその役員・従業員の福利厚生制度を充実させることを目的として実施する「生命共済制度」の一部をなすものである。

(対象者)

第2条 本規約は、商工会議所が運営する「生命共済制度」のうち、商工会議所が独自に給付を行う見舞金・祝金制度について規定するものであり、その対象者は、「生命共済制度」に加入する商工会議所の会員事業所の事業主・役員及びその従業員全員(以下、「被保険者」という。)とし、効力発生日より1年以上経過した加入者とする。

(運営費)

第3条 見舞金・祝金制度に係る運営費は、「生命共済制度」の掛け金に含まれる制度運営費の一部をもってあてる。

(給付内容)

第4条 本制度の給付は、見舞金・祝金とし、その内容は別表1に定めるとおりとする。

(脱退)

第5条 次のいずれかに該当した場合、被保険者は、掛け金が払い込まれている月の末日をもって、「生命共済制度」から脱退するものとする。「生命共済制度」から脱退した被保険者は、自動的に本制度から脱退するものとする。

- (1) 会員事業所が「生命共済制度」から脱退する旨の意思表示をしたとき
- (2) 会員事業所が「生命共済制度」の掛け金を期日までに支払わなかったとき。ただし、別途定める猶予期間に支払がなされた場合はこの限りではない。
- (3) 対象者が死亡または会員事業所を退職したとき

(給付手続き)

第6条 商工会議所は、「生命共済制度」の被保険者が次のいずれかに該当した場合、給付発生日の加入タイプを基準として別表1に定める額を給付金として支払う。ただし、更新日(毎年4月1日)をまたぐ給付金請求の場合は、翌事業年度の給付対象とする。

- (1) 病気入院見舞金・・・病気治療のため5日以上継続入院したとき、30日を限度として1日目から病気入院見舞金を支払う。なお、1加入者年1回限りとする。※ただし、退院した日より3年以内に請求があったものに限る。また、治療の原因が同一の疾病の場合、給付金を受けてから3年未満は給付しない。
- (2) 事故通院見舞金・・・不慮の事故を直接の原因として事故発生日より180日以内に5日以上実通院したときに、事故通院見舞金を支払う。なお、1加入者年1回限りとする。※ただし、5日以上通院した日より3年以内に請求があったものに限る。また、治療の原因が同一のケガの場合、給付金を受けてから1年未満は給付しない。
- (3) 結婚祝金・・・被保険者が結婚したとき、結婚祝金を支払う。また、被保険者として加入している同士が結婚したときは、それぞれに結婚祝金を支払う。なお、1加入者1回限りとする。※ただし、上記の事由が発生した日より3年以内に請求があったものに限る。
- (4) 出産祝金・・・被保険者または被保険者の配偶者に子供が生まれたとき、発生の都度、出産祝金を支払う。このとき、多胎児の場合は出産人数分の祝金を支払う。また、夫婦の両者が被保険者として加入している場合は、それぞれに出産祝金を支払う。※ただし、上記の事由が発生した日より3年以内に請求があったものに限る。
- (5) 満了祝金・・・被保険者が年齢超過による契約満了を迎えたとき、満了祝金を支払う。※ただし、上記の事由が発生した日(契約最終年度の3月31日)より3年以内に請求があったものに限る。

第7条 被保険者が前条に定める事項に該当したとき、この被保険者が所属する会員事業所は、速やかに商工会議所に通知して別に定める給付金請求書の交付を求めるとともに、別表2に定める証明書類を添付して、所定の請求手続きを行うものとする。

(給付できない場合)

第8条 商工会議所は、被保険者が第6条に定める事項に該当し給付請求があった場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは給付を行わない。

- (1) 見舞金は、死亡・高度障害保険金または、入院給付金が支払われた場合。
- (2) 会員事業所または被保険者の虚偽の請求によるとき。
- (3) 自然災害・戦争・テロ等および放射性・爆破性等有害による事故によるとき。
- (4) 第6条第1号および第2号に該当する見舞金で、継続入院または事故通院5日目の日が属する月の月額掛金が入金されず、主契約が失効になったとき。
- (5) 第6条第2号に該当する見舞金で、主契約の事故入院給付対象となった通院のとき。また、被保険者の犯罪行為、精神障害、泥酔および酒気帯運転を原因とする事故、法令に定める運転資格を持たない事故のとき。
- (6) 第6条第3号、第4号および第5号に該当する祝金で、給付条件を満たした場合であっても、支払事由発生日が属する月の月額掛金が入金されず、主契約が失効になったとき。

(規約の変更)

第9条 この規約は、特に定めるもののほか、商工会議所会頭が改廃する。

(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、商工会議所専務理事がその都度定めるものとする。

附則

1. この規約は、令和2年4月1日から施行する。
2. 前項にかかわらず、旧生命共済制度(以下、「旧制度」という)の被保険者が新生命共済制度への移行に同意し、かつ、新生命共済制度に継続加入したときは、次のとおりとする。
 - (1) 旧制度加入中に発生した事由については、旧制度における独自給付の内容で給付する。
 - (2) 第2条で規定する「効力発生日より1年以上」には、旧制度における継続加入期間を加える。

別表1 見舞金・祝金制度の給付内容

給付内容		タイプ			
		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	シニア特別タイプ
病气入院 見舞金	5日以上30日限度 (1人年1回限り)	1日につき 700円	1日につき 1,400円	1日につき 2,100円	1日につき 1,050円
事故通院 見舞金	5日以上 (1人年1回限り)	一律 5,000円	一律 10,000円	一律 15,000円	一律 7,500円
結婚祝金	1年以上加入の場合	一律 5,000円	一律 10,000円	一律 15,000円	一律 7,500円
出産祝金	1年以上加入の場合 (配偶者を含む)	一律 5,000円	一律 10,000円	一律 15,000円	一律 7,500円
80歳 満了祝金	満了時	一律 20,000円			一律 20,000円

別表2 見舞金・祝金給付金請求書に添付する証明書類

所定の見舞金・祝金給付金請求書のほか、下記の証明書類が必要です。

給付の種類	必 要 書 類
病気入院見舞金	入院の開始日及び終了日が確認できる入院証明書もしくは領収書等の原本又は写し(他生保提出分控えでも可)
事故通院見舞金	不慮の事故通院が確認できる通院証明書もしくは領収書の原本又は写し(他生保提出分控えでも可)
結 婚 祝 金	婚姻を証明できる戸籍謄本・戸籍抄本もしくは結婚受理証明書等の写し
出 産 祝 金	戸籍抄本・住民票・母子手帳出生届済証明もしくは健康保険証等続柄が記載されていて出生を確認できるものの写し
満 了 祝 金	※不要

※苫小牧商工会議所では、必要に応じ、上記以外の証明書等の提示や調査を行うことがあります。